

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

# 令和8年度採用 会計年度任用職員 (税務補助職員)

## 募集案内

(令和8年4月1日採用予定)

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

## 【募集職種等】

募集職種	採用予定人数	主な職務内容
税務補助職員	20名程度	<p>納税課、特別債権回収課、国保収納課のいずれかに配属されます。</p> <p>主な職務内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 納税者との電話応対、窓口業務等 (2) 事務補助 (3) パソコンを利用したデータ入力、帳票発行、書類作成、書類整理</p>

### 【選考方法】

一次選考：申込内容（職歴等）を確認し、書類選考を行います。

二次選考：こちらから指定する日時に面接を行います。（面接日時については、個別に郵送でご案内します。）

### 1 選考基準等

書類選考の基準	
税務補助職員	<p>1 次のいずれかの事務に従事した経験のある方 (1) 国、地方自治体等における税金に関する事務 (2) 金融機関等における税金の収納事務</p> <p>2 週4日（土、日、祝日のほか、原則1日週休日を指定） 8：30から17：15までのうち7時間勤務できる方</p>

※税理士等の資格は不要です。

また、学歴・年齢等の要件はありません。

※指定する勤務時間の例

①8：30～16：30 ②9：00～17：00 ③9：15～17：15 （①～③のうち休憩1時間）

#### （1） 事務従事経験について

- ア 事務従事経験には会社員や公務員などとして、1年以上継続した期間が該当します。これらの事務従事経験期間については、選考の判断基準のひとつとなります。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
- イ 休業など（育児休業、介護休業など）により、実際の事務に従事しなかった期間については、事務従事経験期間には通算できません。
- ウ 事務従事経験についての具体的な内容は、面接時に確認させていただきます。

(2) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 川口市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 2 申込手続き及び受付期間

申込方法		
受付	期 間	令和7年12月1日（月）～12月15日（月）
	申 込	川口市納税課ホームページの申込フォームからお申し込みください。
添付書類	・申込者本人の顔写真データ（上半身脱帽・背景無・正面向きで3ヶ月以内に撮影したカラーのもの。また、ファイルの容量が10MB以内であり、拡張子がgif, jpg, png, webpのいずれかであるもの。）	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・「電子申請の注意事項」及び「入力案内」をよく読んでください。</li><li>・申し込みされた内容について、虚偽の記載があった場合、内定取消になることがありますのでご注意ください。</li></ul>	

## 3 選考結果等について

(1) 面接後、概ね1ヶ月後に選考の結果通知を郵送します。

(2) 内定者の配属先は、選考結果にてお知らせします。

(3) 採用日は、令和8年4月1日となります。

(4) 次の事項に該当する場合は、内定を取り消します。

- ア 申込内容に虚偽の記載があった場合

- イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又は職務遂行に堪えないことが明らかとなった場合

- ウ その他、任命権者が不適当と認めた場合

## 4 任用期間

- (1) 任用期間は、1会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）に限るものとなります。
- (2) 市の都合（予算等）により、内定を取り消す場合がありますので予めご了承ください。

## 5 勤務時間・休暇・給与等（令和7年4月実績）

### (1) 勤務日

月曜日～金曜日のうち、週4日

### (2) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分（うち7時間、休憩1時間）

### (3) 休日

土曜日、日曜日、祝日及び平日のうち週1日（配属課所の指定する曜日）並びに12月29日から翌年1月3日まで

### (4) 休暇

年次有給休暇等 川口市の条例に定める休暇を付与

### (5) 報酬

#### ア 予定月額報酬（地域手当含む）

月額 178,393円程度（所得税及び社会保険料等の控除前の金額）

（社会変動などにより、上記金額が変更になることがあります。）

#### イ その他

アの他、支給要件に該当する場合、期末手当・勤勉手当が支給されます。

また、通勤手当相当の金額が支給されます。

### (6) 福利厚生等

#### ア 法令に基づき、社会保険に加入します。

#### イ 健康管理について、定期健康診断等、職員に準じた制度があります。

### (7) その他

地方公務員法の規定により、採用はすべて条件付採用となり、1ヶ月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

## 《問い合わせ先》

川口市役所 理財部 納税課 納税対策係

〒332-8601川口市青木2-1-1

電話048（259）7645